

田辺周辺広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

制定 令和2年3月31日 条例第3号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与及び費用弁償)

**第2条** 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年田辺市条例第4号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。